

第10回・11回人種差別撤廃条約政府報告

市民・NGOとの意見交換会 <概要>

平成28年8月19日 10:00—12:00

於 外務省

【出席者・機関】

- 外務省ホームページで公募し、出席した参加者33名
- 関係省庁：内閣官房，人事院，警察庁，総務省，法務省，外務省，文部科学省，厚生労働省，経済産業省，海上保安庁

【概要】

1. 政府側からの発言概要（事前の質問に対する回答という形で実施）

【外務省】

●最終見解について

- ・人種差別撤廃委員会の最終見解について言及する質問が多かった。
- ・最終見解については、法的拘束力はない。条約の有権解釈は、締結主体である締約国が行うものであり、これは、我が国だけでなく、ほぼ全ての国で同様の認識をもっており、人種差別撤廃委員会自身もそのように認識していると思う。
- ・その一方で、法的拘束力がないからといって委員会の最終見解を無視していいというものでは全くない。最終見解を通じて、委員会と対話することが重要と考えており、最終見解と我が国の見解が異なる部分については、そのことをしっかり説明し、委員会が納得すればそれでよいし、納得しなければ改めて見解が出されることとなろう。建設的対話を通じて、人権状況を改善していくことが期待されている。
- ・人種差別撤廃委員会の勧告については、今後も、その内容等を十分検討した上で、誠実かつ適切に対処していく。

●報告書の体裁について

- ・報告書の体裁に関し、「過去の政府報告書を参照」という形式での記載は避けるべきとの意見があった。
- ・我が国が政府報告書を作成するに当たっては、人種差別撤廃条約第9条1に基づく政府報告書提出に関するガイドラインを踏まえ、関係省庁と十分に協議を行うこととしている。
- ・そのガイドラインのパラグラフ19では人種差別撤廃条約第1条～第7条に関する情報を記載するよう求められており、また、パラグラフ15では、2回目以降の政府報告書では、厳格な字数制限が課されている。
- ・このように記載すべき内容を指定され、厳格に字数制限が課されている中、過去に報

告した内容については、何らかの形で引用することが望ましいと考えられる。また、過去に報告したものは引用という形にしておけば、どの部分が新たな我が国の新たな取組であるのかわかりやすくなるとも思う。御指摘の「過去の政府報告書を参照」という形式での記載は、同ガイドラインのパラグラフ14で指定されている形式である。

●意見交換会の態様について

- ・今回のようなオープンな意見交換会では、差別の加害者が集団で参加し、差別的発言を行い、その場で被害を受ける危険性があるため、別途、二次被害を受けるのではないかと恐怖なく自由に発言できる場を保障すべきであるとの意見や、このような意見交換会でヘイトスピーチを行う者については、具体的措置をとるべきとの意見があった。
- ・外務省としては、今回の意見交換会のみならず、これまでも、我が国が締結している人権諸条約の政府報告作成等に関して市民・NGOとの意見交換会を開催しているほか、関係省庁や民間団体が主催する人権諸条約に関する意見交換の場に参加するなど、意見交換のための様々な場を用意してきた。
- ・そういった場において不適切な発言等があり、議事進行が困難になるような場合は、静粛にするよう求めたり、退出をお願いする等適切に対応することとしている。
- ・また、今回の入構許可証でも明示的に記載しているように、不当な差別的発言は控えるよう求めており、そのような発言を正式な意見として取り上げることはなく、今日の会合の概要に記載するようなこともない。
- ・さらに、本意見交換会は出席が必須ではないため、「二次被害を受ける」おそれがある者については、意見のみ提出することも可能。

●フォローアップ文書について

- ・フォローアップ文書の提出が遅れている旨の指摘があった。
- ・御指摘のとおり提出が遅れていたが、フォローアップ情報については、8月18日、国連人権高等弁務官事務所に提出した。国連のホームページに掲載される見込みであり、おって、外務省のホームページにも掲載する予定。

●人種差別撤廃条約第4条（a）（b）について

- ・人種差別撤廃条約第4条（a）及び（b）について付している留保は、同条に「世界人権宣言に具現された原則及び次条に明示的に定める権利に十分な考慮を払ってと規定してあることに留意し、日本国憲法の下における集会、結社及び表現の自由その他の権利の保障と抵触しない限度において、これらの規定に基づく義務を履行する」というものである。
- ・したがって、4条の（a）及び（b）について実施しないとして留保しているわけではなく、その上で、我が国の現状として留保の撤回等を検討する状況には至っていないとの認識。

【内閣官房（アイヌ室）】

- 平成19年9月に国連総会において、先住民族権利宣言が採択されたことを契機に新たな有識者懇談会を設置し、平成21年7月に取りまとめられた同懇談会の報告を受けて、内閣官房長官は「アイヌ政策推進会議」を主宰し、民族共生象徴空間やアイヌ遺骨の返還などの新たな課題に対応している。アイヌ政策推進会議及び各種検討に関する作業部会等には、アイヌの代表者の方にも参加いただき、アイヌの意見を取り入れることができる形で開催している。
- 様々な課題・論点があるが、今後アイヌ政策を再構築する観点から、アイヌの人々にどのような施策が必要かというニーズを把握・分析し、アイヌの人々の意見も踏まえながら、総合的なアイヌ政策の再構築について検討を深めていきたい。

【警察庁】

- いわゆるヘイトスピーチについて
 - ・警察は、どのような言動がヘイトスピーチに当たるかについて判断する立場にないが、右派系市民グループについては、一部の過激な言動がヘイトスピーチであると批判されていると承知している。
 - ・警察は、これまでも、右派系市民グループによるデモ等について、中立性・公平性を確保しつつ、デモ等の参加者とそれに反対する人々とのトラブルから生じる違法行為の未然防止等の観点から、必要な警備措置を講じている。
 - ・また、警察は、これらのデモ等に際し、違法行為を認知した場合には、あらゆる法令の適用を視野に入れて、厳正に対処しているところである。
 - ・法律の施行後においても、引き続き、右派系市民グループによるデモ等について、違法行為の未然防止等の観点から必要な警備措置を講じるとともに、違法行為を認知した場合には、あらゆる法令の適用を視野に入れ、厳正に対処していくこととしている。
- 民俗宗教的プロファイリングについて
 - ・警察は、イスラム教徒であるとの理由で広範な監視活動を行っているという事実はなく、法律の規定に基づき、公平中立に職務を執行している。
 - ・また、御指摘の最高裁判所決定等の政府報告書への記載については、御意見として賜る。
 - ・いずれにしても、今後とも警察では、警察法第2条に定める公共の安全と秩序の維持という責務を果たすため、警察各般の活動を通じ、人権保護の万全を期し、適切に職務を遂行してまいりたい。
- 人身取引について
 - ・警察では、警察学校における初任教養や警察大学校等における昇任時教養、風俗関係事犯等の取締りを担当する全国の幹部職員を対象とした専科教養において、人身取引事犯対策についての研修を実施しているほか、警察職員の専門的技能等を向上するため、人身取引事犯の捜査に卓越した知識等を有する警察庁指定広域技能指導官2名を指定し、各種研修等あらゆる機会を通じて、当該指導官による講義等を実施。

- ・人身取引被害者の早期認知・保護に資するため、警察では、警察相談専用電話や匿名通報ダイヤル等の窓口において、人身取引事犯を見逃すことのないよう相談や通報等に対応しているほか、平成17年から毎年、人身取引被害者の発見を目的として、警察等に被害申告するように多言語で呼び掛けるリーフレットを作成し、関係省庁や在京大使館、NGO等に配布するとともに、被害者の目に触れやすい場所に備付けており、27年11月には、9か国語対応のリーフレット約286,000部を作成・配布した。

【法務省】

●いわゆるヘイトスピーチについて

- ・法務省としては、一般にヘイトスピーチと呼ばれる差別的言動は人としての尊厳を傷つけたり、差別意識を生じさせることになりかねず、あってはならないと考えており、従来から、その解消に向けた啓発活動や適切な措置の実施に取り組んできた。
- ・いわゆるヘイトスピーチに対しては、まずは現行法の適切な適用により対処するとともに、粘り強い啓発活動を通じて社会全体の人権意識を高め、こうした言動は許されないという認識を醸成していくことが重要と考えている。
- ・本年6月3日に施行された「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」について御意見があった。
- ・御指摘の法律は、議員提出による法案が国会における審議を経て成立したものであり法務省としては、その内容の是非についてお答えする立場にないが、法務省の人権擁護機関では、啓発活動の強化と人権侵害事案に対する適切な対処によりヘイトスピーチの解消を図ってまいりたい。
- ・ヘイトスピーチの被害者に対する実態調査を実施すべきとの御意見があった。
- ・昨年度、法務省では、ヘイトスピーチを伴うと一般に指摘されている団体によるデモ等の発生状況やそこでの発言内容の調査に加えて、ヘイトスピーチの主な対象とされている在日韓国・朝鮮人の方々や、デモ等が行われた地域の住民の方々からの聞き取り調査を実施し、その結果を公表した。今年度は、我が国の外国人住民の方々の人権状況を明らかにするため、「外国人住民意識調査」の実施を予定している。

●人身取引について

- ・入国管理局では、人身取引被害者に対しては、その立場に十分配慮しながら、被害者の希望等を踏まえ、在留期間の更新等により法的地位の安定を図っている。
- ・また、関係府省庁、国際移住機関（IOM）、NGO等外部講師の協力を得て、人身取引事案に直接対応する中堅職員等を対象とした人身取引対策に特化した研修を実施している。
- ・平成17年の刑法改正により、当時、国内法の罰則で処罰の対象となっていなかった行為について、罰則（人身売買罪等）を創設・整備した。これにより、人身取引議定書が要請する人身取引に該当する行為は全て犯罪化されたものと承知しており、特別法制定の必要性はないと考えている。

- ・ 検察当局においては、関係省庁と連携しながら、人身取引事犯に対し、関係罰則を積極的に活用するなどし、法と証拠に基づき、厳正な科刑に努めているところである。

●技能実習生制度について

- ・ 技能実習制度については、制度の趣旨に沿った適正な運用を確保するため、厚生労働省と共同で技能実習法案を国会に提出しているところ。
- ・ 法案には、監理団体の許可制や技能実習計画の認定制、主務大臣の立入検査、改善命令、監理団体の許可や技能実習計画の認定の取消し等の権限を定めるほか、制度の運用を一元的に行う機関として外国人技能実習機構を創設し、技能実習計画の認定、監理団体の許可に関する調査等の管理監督業務を行わせることで、管理監督体制の抜本的な強化を図ることとしている。
- ・ また、同法案においては、技能実習生に対する人権侵害行為等について、禁止規定を設け違反に対する所要の罰則を規定するとともに、技能実習生からの相談や申告への対応、技能実習生の転籍の連絡調整等を行うことにより、技能実習生の保護等に関する措置を講じることとしている。
- ・ 公募意見の中で御指摘のあった「強制帰国」が技能実習生の意思に反して技能実習を継続させずに帰国させることをいうのであれば、かかる場合にあっては、実習実施者が技能実習計画に従って技能実習を行わせていないことを理由として、技能実習計画を取り消すことができる。
- ・ さらに、送出し機関は外国に存在するため、我が国の政府が外国で行政調査権限を行使したり、行政上の制裁を科したりすることは困難であることから、法案成立後の新制度では、各送出し国との間で取決めを作成することとし、この取決めにおいて、各送出し国政府において自国の送出し機関の適格性を個別に審査し、適正なもののみを認定する仕組みを構築することで、送出し機関の適正化を図ってまいりたいと考えている。
- ・ 入国管理局においては、従来より、技能実習生に対する人権侵害を含め、不適正な技能実習に係る情報を入手した場合には、実態調査を積極的に実施し、技能実習が適正に行われているかどうかについて調査するほか、技能実習生本人から生活一般についても不満や要望がないか等を聴取している。
- ・ また、労働関係法令に違反する事案に関しては、厚生労働省との相互通報制度により、相互に情報を共有して調査に生かしているほか、地方入国管理局において労働基準監督機関との合同調査を実施するなどしている。
- ・ そして、技能実習の適正な実施を妨げる不正行為を行った機関に対しては、最長で5年間、技能実習生の受入れを認めない措置を講じるなど、厳格に対応している。
- ・ 今後とも、不適正な技能実習に係る情報を入手した場合には、積極的に実態調査を行うとともに、関係省庁と連携し、制度の適正化に努めてまいりたい。

●外国人及びマイノリティ女性について

- ・入管法上、日本人、永住者又は特別永住者の配偶者としての在留資格を有する外国人が、「配偶者の身分を有する者としての活動を継続して6月以上行わないで在留している」場合や、我が国に中長期間在留する外国人が、新規に本邦に上陸した日、在留資格変更許可等により中長期在留者となった日又は届け出た住居地を退去した日から、90日以内に住居地を届け出ない場合には、当該活動を行わないこと又は住居地の届出をしないことについて「正当な理由」があるときを除き、在留資格取消しの対象となるが、DVを理由として一時的に避難又は保護を必要としている場合には、「正当な理由」に該当することから、在留資格の取消しは行わないこととしている。
- ・このことは、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等のための施策に関する基本的な方針」においても明記されており、また、法務省ホームページにおいてもその趣旨を周知している。
- ・この基本方針は、在留資格取消手続を担当する職員にも周知されている。また、基本方針の内容に加え、DV被害者である外国人を認知した場合、DVにより別居を余儀なくされている等の状況を適切に把握し、被害者の立場に十分配慮しながら、個々の事情を勘案の上で人道的観点から適切に対応できるよう、毎年複数回実施する職員に対する人権研修において、その考え方や調査手法を習得させるなどの措置をとっている。

●独立した国内人権機関について

- ・新たな人権救済機関を設置するための人権委員会設置法案は、平成24年11月、第181回国会に提出されたが、同月の衆議院の解散により廃案となった。人権救済制度の在り方については、これまでなされてきた議論の状況をも踏まえ、適切に検討しているところである。

2. 質疑応答（出席者からの主な発言とそれに対する主な政府の回答）

（同和問題）

- 政府は、「部落民は社会的出身であって、世系(descent)ではない」との見解を維持しているが、適切ではないのではないかと。フォローアップ文書ではどうなっているのか。また、2015年3月東京法務局が戸籍謄本を不正取得していた司法書士に対して業務禁止の懲戒処分を実施したが、身元調査に必要な戸籍情報が公開されている限り、不正請求はなくなるのではないかと。

【外務省】

- ・本条約の適用上、「descent」は、過去の世代における人種若しくは皮膚の色又は過去の世代における民族的若しくは種族的出身に着目した概念を表すものであり、社会的出身に着目した概念を表すものとは解さず、「被差別部落に属する、又はその出身の人々」に対する差別は、同条約に規定する「descent」に基づく差別ではないとの立場に変わりはないが、本条約の定義に該当するか否かにかかわらず、同和問題

のような差別も含めいかなる差別も行われることがあってはならないことは当然のことである。

- ・その上で、委員会からのフォローアップの求めに応じ、フォローアップ文書では、定義についての政府解釈のみならず、本問題に対する政府の取組についても説明している。

【法務省】

- ・戸籍については、戸籍法を改正し、戸籍の公開を制限している。例えば、一般の方に戸籍謄本等を交付する際には本人確認を義務づけるとともに、不正に他人の戸籍を取得した者について刑罰を科している。
- ・御指摘の司法書士が戸籍を不正取得した件については、法務省として厳正に対処した。

（政府報告書）

- 外務省が説明したガイドラインは一般論的なルールであり、過去、日本の政府報告は字数制限に達していないにもかかわらず委員会が特に説明を求めている点について説明が十分になされていない。また、日本政府は憲法第98条2項の条約遵守義務に基づき、委員会の勧告に正面から向き合い、3回の勧告を総ざらいし、それらに対する真摯な回答をすべきである。憲法第98条2項の観点からすれば、法的拘束力がないといったような対応は不適切。

【外務省】

- ・最終見解に遵守義務といった法的拘束力がないのは、冒頭説明で述べたとおり。
- ・ただし、委員会の過去の勧告に対する回答が不十分であるとの御指摘には政府としても真摯に受け止める。今後、政府報告書を作成するに当たり、どのような記載ぶりが適当かについて、しっかり検討していきたい。

（ムスリムのプロファイリング）

- 勧告では、テロ対策の観点から「ムスリム一般に対する」監視活動が問題視されている。ムスリム一般に対する監視活動が行われたのか明らかにされたい。また、民族的、宗教的プロファイリングに依存しないことを確保するための措置を明らかにされたい。さらに、インターネット上に流出したデータには、ムスリム一般を監視していたとみられるデータが含まれているが、どのように考えているのか。

【警察庁】

- ・冒頭説明のとおり、ムスリム一般に対する監視活動は行っていない。また、一般的に、警察では人権に関わりの深い職務を行っていることから、各場面を捉えて人権教育を実施するなどしており、警察全体の意識を高めて対処しているところ。
- ・御指摘の掲出されたデータに関しては、含まれる情報が、警察の保有するデータに含まれているものか否かを明らかにすることは、個人又は団体の権利利益を害するおそれ、関係国との信頼関係を損なうおそれ、今後の警察業務の遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、お答えすることは差し控えさせていただきます。

(アイヌ政策)

- 冒頭で説明があったが、総合的なアイヌ政策の再構築とはどのような意味か。また、今後のアイヌ民族学習の促進、北海道内での展開可能性について説明されたい。

【内閣官房（アイヌ室）】

- ・本年3月に北海道アイヌ協会から生活向上対策や教育の充実などを含めた要望があった。また、本年5月のアイヌ政策推進会議を受けて、官房長官から「アイヌ政策の総合的検討」の指示があった。これらを踏まえ、若い世代を含め様々な立場のアイヌの人々にとってどのような施策が必要か、アイヌ政策を再構築する観点で、本年7月にアイヌ政策の新たな推進体制を立ち上げたところである。今後、アイヌの人々の意見を踏まえながら具体的な検討を深めていきたい。

【文部科学省】

- ・今後のアイヌ民族学習の促進、北海道内での展開可能性について、小学校では、社会科の時間で地域の特色を踏まえた学習活動が行われている。中学校・高校では、学習指導要領にもあるとおり、学校の判断により必要な教科を設けることができる。このようにアイヌの生活と実態について、学習できる機会が確保されている。

(女性へのDV)

- 出入国管理及び難民認定法第22条の4に規定する配偶者に対する在留資格取消しには極めて強い懸念がある。この規定があるが故に、「日本人の配偶者等」の在留資格等を有する外国人全体へのDVを助長してしまっているのである。この点について、説明されたい。

【法務省】

- ・御指摘の出入国管理及び難民認定法第22条の4の規定の趣旨は、虚偽申請者等を対象とした制度。御指摘のDV被害者については、配偶者の身分を有する者としての活動を行っていない「正当な理由」に該当することから、在留資格の取消しは行わないこととしており、このことは、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等のための施策に関する基本的な方針」においても明記されており、また、法務省ホームページにおいてもその趣旨を周知している。

(ヘイトスピーチ関連)

- 外国人の住民意識調査について、具体的にどのようなものを予定しているのか。また、選挙活動を利用したヘイトスピーチに対してどのように取り組むのか。

【法務省】

- ・外国人の住民意識調査では、日々の暮らしの中で差別を受けたことがあるか等について調査する予定である。調査の詳細は専門家の意見を聞きながら検討している。
- ・いわゆるヘイトスピーチが許されないとの認識を醸成するため粘り強い啓発活動に引き続き取り組んでいくべきことは、そのような言動が選挙運動においてなされた場合と、それ以外の場合とで異なるところはない。また、人権侵犯事件として立件

することもありうる。

【総務省】

・総務省としては、実質的な調査権を有しておらず、具体の事実関係を承知する立場にはないが、一般論として、公職選挙法においては、選挙運動のために行う演説に関し、その内容については、他の法令等に触れる場合を除いて、特段の制限はない。選挙運動における演説の内容を制限することについては、各党各会派において十分議論していただく必要がある。

- 2009年4月以来、朝鮮学校襲撃事件を始めとして多くのヘイトスピーチが発生していたにもかかわらず、2016年3月までヘイトスピーチの実態調査を行わなかったことは不適切ではないか。

【法務省】

・法務省としてはその必要性に鑑み、適切な時期に実施したと考えている。

- ヘイトスピーチが明らかに名誉毀損罪や脅迫罪等にあたるような場合、もっと警察にて積極的に取り組めないのか。また、ヘイトスピーチについては現行法で対応できるということであるが、一般人が訴訟提起するのはハードルが高く、現行法で十分ではないのではないか。

【警察庁】

・個別の事案によるので一概にお答えすることは困難。いずれにせよ、ヘイトスピーチといわれる言動が名誉毀損罪や脅迫罪等に該当する場合、厳正に対処してまいりたい。被害者に対する支援については、例えばこれはヘイトスピーチに限るものではないが、法テラスを紹介するなどしているところ。

- 来年3月に予定されているヘイトスピーチの調査について、政府報告書の提出は来年1月を予定していることから、提出後、政府報告を修正し、中間報告を行うのか。

【外務省】

・政府報告を提出後に修正するというよりは、今後政府報告審査に向けたプロセスの中で、政府報告以降の進展についてはしっかりと説明していく必要があると認識している。

- ヘイトスピーチ解消法にて、教育の実施が規定されているが、実際にどのように取り組むことを計画しているのか。

【文部科学省】

・生涯学習政策局、初等中等教育局及び高等教育局の3局連名で、ヘイトスピーチ解消法についての通達を発出した。また、文部科学省において作成したヘイトスピーチ解消法に関するチラシを配布している。

・人権教育については、人権教育及び人権啓発の推進に関する法律を踏まえ、人権について意識を高める教育を実施しているところであるが、都道府県の指導主事を集め、人権教育を徹底・推進している。

(個人通報制度)

- 個人通報制度の検討状況について御教示願いたい。政府は検討すると言いつけているが、検討するというのは全くやる気がないというのと同義ではないか。

【外務省】

- ・我が国としては、人権諸条約の実施の効果的な担保を図るとの趣旨から、個人通報制度を注目すべき制度と認識している。
- ・個人通報制度の受入れに当たっては、我が国の司法制度や立法政策との関連での問題の有無や実施体制等の検討課題があると認識しており、その是非については各方面から寄せられる意見も踏まえつつ、引き続き真剣に検討を進めているところであり、御指摘はあたらない。

(高等学校就学支援金等について)

- 朝鮮学校差別に関して、次回、日本政府がいかなる応答をするのか心配だ。文科大臣は、3月29日に関係知事宛に「朝鮮学校補助金に関する留意点について」とする通知を送ったが、最終見解を無視したものである。

【文部科学省】

- ・朝鮮学校への高等学校等就学支援金制度の適用については、朝鮮学校が制度の対象となるか審査する必要があるところ、「法令に基づく学校の適正な運営」という指定の基準に適合すると認めるに至らなかったため、不指定としたもの。
- ・また、学校教育法第1条に規定する高校、既に指定を受けている外国人学校では、多くの在日朝鮮人の方が就学し、本制度による支援を受けているため、国籍を理由とした差別・人権侵害には該当しないと考えている。
- ・なお、本件については、係争中の事案であり、これ以上の御説明は控えさせていただきたい。
- ・次に、朝鮮学校に対する地方自治体の補助金については、都道府県や市町村が、自らの財政状況や、公益上や教育の振興上の必要性を勘案し、各々の責任と判断に基づき実施しているものであり、国から、地方自治体それぞれの事情を踏まえずに、直接に地方自治体に対して一律に補助金の再開又は維持を要請することは、適切でないと考えている。
- ・御指摘の通知は、補助金の適正かつ透明性のある執行の確保等の留意点についてお示しするため発出したもの。

(人種差別撤廃条約4条(a)(b)の留保の撤回について)

- 日本が条約加入以来留保している第4条(a)(b)について、人種差別撤廃委員会は留保撤回検討を勧告してきた。6月3日にはヘイトスピーチ解消法が施行され、今後、留保撤回(まず部分的撤回で始めることも示唆)を本格的に議論していくべきと考えるが、政府はどのように考えているか。

【外務省】

・御指摘の法律はヘイトスピーチを解消していく上で大きな意義を有していると思料しているが、人種差別撤廃条約第4条については、冒頭説明のとおりである。

(在日朝鮮人に対する年金について)

- 人種差別撤廃条約委員会の最終見解では、「委員会は、締約国が、年齢要件のために国民年金法から除外され、排除されたままであるかもしれない日本国籍でない者、とりわけ韓国人が、国民年金制度に加入することを認めるための措置をとるよう勧告する。委員会はまた、締約国に対し、現在対象外となっている日本国籍でない者に対し、障害基礎年金の適用を認めるために、法令を改正することを勧告する。」とあるが、日本政府は同勧告後も、在日朝鮮（＝韓国）人無年金高齢者・障がい者に対するいかなる救済措置も取っておらず、関連法令も改正していない。ただちに、在日朝鮮人無年金高齢者・障がい者に対する十全で効果的な救済措置を取ることを求める。この勧告を適切と考えるか。適切と考える場合、政府はどのように勧告に対応するのか。

【厚労省】

- ・勧告については重要なものであると認識している。
- ・一方、最高裁では、1982年の国籍要件撤廃の際その効力が将来に向かって発生すると整理されたこと等については違憲性は無いとの判決が複数回なされている。
- ・いわゆる「特別障害給付金法」の附則第2条において、福祉的措置を検討するとの規定が置かれているところ。この規定に基づき、御指摘の勧告や最高裁判決、また、社会保険方式をとっている日本の年金制度との整合性等様々な要素を踏まえて慎重に検討する必要があると考えている。

(人身取引の特別法)

- 最終見解のpara 16において「特別法の制定」が勧告されたが、法整備の方針が見受けられない。その理由について説明されたい。

【法務省】

- ・「特別法の制定」については、冒頭説明のとおり。

【外務省】

- ・法務省意見に補足させていただく。「特別法」の意味するところが、人身取引の予防から被害者保護までのすべての取組をカバーする法律ではないかとの御意見だが、我が国は、2014年12月に策定した「人身取引対策行動計画2014」において、人身取引の予防、被害者の認知・保護、加害者の訴追、国際協力といった人身取引のあらゆる側面に効果的に対処する仕組みが整っているため、新たな法令の制定の必要はないと考えている。

(公務就任権について)

- 外国籍市民の公務就任権に関する更なる改善を要望する。

【人事院】

- ・国家公務員についてお答えする。

- ・ 内閣法制局の見解により、公権力の行使又は国家意思形成への参画に携わる公務員となるには日本国籍を必要とするが、それ以外の公務員となるには必ずしも日本国籍を必要としないと解されており、日本国籍を有しない者を任用した事例がある。

【総務省】

- ・ 地方公務員についてお答えする。
- ・ 地方公務員においても、地方公共団体の公権力の行使又は公の意思の形成への参画に携わる公務員となるには日本国籍を必要とするという点は、国家公務員と同様である。

(慰安婦問題)

- 日本政府が日本軍性奴隷制に関する事実と法的責任を認め、これに基づいた十全で効果的な被害回復措置・再発防止措置を取ることを求める。また、慰安婦問題に関し、被害当事者をないがしろにした日韓合意は問題である。

【外務省】

- ・ 慰安婦問題については、昨年末の日韓合意に対し、様々な意見があることは承知しているが、いずれにせよ、今回の合意により、慰安婦問題が最終的かつ不可逆的に解決されることを確認した。両首脳間でも確認したとおり、日韓両政府が今回の合意を誠実に実施することが重要と考える。

3. その他、当日は議論しなかったが、事前になされた質問や意見のうち主なもの

- 在日コリアンをはじめとする外国人は、就職、結婚、入居等、日常にあらゆる場面で差別にあっている。例えば、子供を持つ在日コリアンの親は、子供を小学校に通わせるにあたって子供に本名を名乗らせようか、それとも在日コリアンであることがわからないように通称名を名乗らせようかで悩むことがある。小学校で子供が在日コリアンであることによりいじめを受けないか心配するからである。50年前ではなく現在の話である。日本人の多くの方々はそのような外国人に対する差別が存在することを認識していないと思う。このような差別が存在することを認識すべきである。
- マイノリティ当事者やNGOへのヒヤリングの機会を設けるべきである。
- 包括差別禁止法を制定すべきである。
- ここ数年、政府が推進する新たな外国人労働者の受け入れ施策における移住労働者への権利保護の措置を、報告に盛り込むべきである。

(了)